

2009年6月10日

日本振興銀行株式会社

取締役会長 木村 剛 殿

代表執行役社長 西野達也 殿

日栄・商工ファンド対策全国弁護団

団 長 弁護士 木 村 達 也

事務局長 弁護士 牧 野 聡

申 入 書

日栄・商工ファンド対策全国弁護団は、1998年12月に、株式会社プロロ及び株式会社SFCG等といった中小事業者向けに貸付を行う商工ローン業者による高金利・違法取立・過剰融資、そして連帯保証人被害等の救済を行うために発足した弁護団です。

当弁護団の構成は、全国各地で商工ローン業者から借金をした中小事業者や、連帯保証人となって苦しんでいる人々を救済する全国各地の弁護士・司法書士であり、現在までに376名が参加しております。

ところで、貴行は、内閣総理大臣の免許を受けて、公共性のある銀行業務を営んでいるところ、商工ローン業者である株式会社SFCGより、多額の債権を譲り受けております。しかし、貴行は、銀行業務の公共性から、業務の健全かつ適切な運営が銀行法上義務づけられているにもかかわらず、被害を巻き起こした商工ローン業者と同様の債権管理をされております。そこで、当弁護団としては、貴行に対し、業務を健全かつ適切に遂行されるべく、以下の点につき速やかな改善がなされるよう申入れ致します。

1 貴行が債権の譲渡を受けた株式会社SFCGは、顧客に対して利息制限法1条1項の法定金利を超過した約定利息（制限超過利息）を徴収してきたことは、衆知の事実であり、貴行にとっても既知の事実と思われませんが、貴行は、株式会社SFCGから債権譲渡を受けた金銭債権について、銀行法によって貴行に課されている法令遵守義務に反し、上記制限超過利息分について元金充当計算を行うこともなく、株式会社SFCGから譲り受けた債権額をそのまま請求されています。

株式会社SFCGのみならず、利息制限法超過利息の約定にて貸付を行っていた貸金業者から譲り受けた貸付債権については、顧客が貸金業者に対して支払ってきた制限超過利息分について元金充当計算を行い、その結果を速やかに顧客に情報開示を行うことを要求します。

2 前記の利息制限法引き直し計算をした結果、債権譲渡時に過払いとなっていた顧客から、債権譲渡後に、貴行が受け取った利息または元本については、不当利得となりますので、直ちに顧客に返還することを要求します。

3 これと関連して、上記元金充当計算を行わないままに、貴行から譲渡債権の借主に対して、契約書の書き換え、借り換えが求められたり、借り増し等の勧誘がなされたりしておりますが、借り換え等をしたとしても上記元金充当計算には何らの影響も及ぼさず、かえって債務者らの混乱を強めるだけです。直ちにこのような行為を禁止するよう要求します。

4 株式会社SFCGから債権譲渡を受けた借主より貴行に対して、取引履歴の開示を求めたり、利息制限法引き直し計算による減額等の求めがあった場合に、そのような要求をするなら信用情報機関に事故情報として登録するかのような言動により、その要求を封ずることを、直ちに停止するよう要求します。

5 貴行カスタマーセンターでは、株式会社SFCGからの譲渡債権について、譲渡前の取引履歴は開示できないとの対応をされています。ところで、貸金

業法24条は、同法19条を準用していることから、貴行の営業所又は事務所ごとに業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、保存する義務を負っていることになるが、貴行カスタマーセンターの対応は貸金業法24条に反しているので、直ちに改めるよう要求します。

なお、本申入書は、貴行に送付すると同時に、衆参両院、各政党本部、及びマスコミ各社に対しても、その内容と貴行に送付した事実をお知らせしておりますことを申し添えておきます。

(連絡先)

〒604-8166

京都市中京区三条通烏丸西入ル 烏丸ビル6階

ブライト法律事務所内

日栄・商工ファンド対策全国弁護士事務局

事務局長 弁護士 牧野 聡